

バーデンライフ山北

認知症対応型共同生活介護 運営規程 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人静友会が開設するバーデンライフ山北（以下、「事業所」という。）が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が 要支援 又は要介護状態にあつて認知症の状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の認知症等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適性に行うものとする。

3 事業所の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供事業者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 バーデンライフ山北
- (2) 所在地 足柄上郡山北町山北202番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 計画作成担当者 1名（常勤 兼務）

計画作成担当者は、利用者の介護計画の作成を行う。

- 介護職員 名（常勤 専従 2名（常勤・兼務） 名（非常勤・専従

介護従業者は、利用者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。

- (4) 看護職員 名（非常勤・兼務 併設の通所介護事業所も兼務）

看護従業者は、24時間連絡体制を確保し、利用者の健康管理及び緊急時の対応について介護職員に指導、援助する。

(利用者の定員)

第5条 事業所の利用者の定員は、9名（1ユニット）とする。

認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等

第6条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の認知症状の進行を緩和すること及び利用者一人一人の人格を尊重した日常生活を送ることができるよう次の通りとする。ただし、利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

- 1 入浴による清潔の保持
- 2 食事、排泄、整容等日常生活の世話
- 3 レクリエーション、行事等の教養娯楽
- 4 必要な行政機関への手続の援助、社会生活上の便宜の提供
- 5 機能訓練
- 6 健康管理
- 7 当事業所の負担による併設の通所介護サービスの利用

8 その他必要な(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

事業所は、前項の利用料のほかに利用者から受けることができる費用の額について、別表のとおり定めるものとする。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条 事業所を利用するに当たって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

- 2 外出、外泊を行う際には、必ず外出・外泊届に必要事項を記入すること。なお、安全のため、家族又は従業者が付き添うことを原則とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供中に入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理者を定めるとともに 非常災害が起きた場合に備えて消防計画および風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

- 2 事業所は、前項の消防計画に基づき年2回の避難 救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

(虐待防止対策)

第14条 施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 施設(事業所)における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 3 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 施設(事業所)において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス提供において、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(地域との連携)

第16条 事業者は、事業の運営について地域住民またはその自発的な活動等との連携及び、協力を行なう等の地域との交流を図るものとする。

(苦情処理)

第17条 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けるものとする。

1 苦情受付責任者・担当者 責任者 湯川 謙吾 (0465-79-1112)

受付時間 8:15~17:15 (毎週月曜日~土曜日)

②第三者委員 当法人評議員 児玉 洋一 (0465-78-3577)

〃 瀬戸 恵津子 (0465-75-0927)

行政機関その他苦情受付機関

山北町 保険健康課	所在地 足柄上郡山北町山北1301-4 電話番号 0465-75-3642 FAX 0465-79-2171
松田町 福祉課	所在地 足柄上郡松田町松田惣領2037 電話番号 0465-83-1226 FAX 0465-83-1229
南足柄市 高齢介護課	所在地 南足柄市関本440 電話番号 0465-73-8057 FAX 0465-74-0545
小田原市 高齢介護課	所在地 小田原市荻窪300番地 電話番号 0465-33-1827
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447

その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

利用者の精神の安定を図る観点から 担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視した適切なサービスを提供できるよう勤務の体制を定めるものとする

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際は、別に定める「身体拘束等行動制限に関する規程」によるものとする。

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施する為の計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画「(業務継続計画)」というを策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

1 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
 この規程は、平成18年4月1日から施行する。（介護予防を規定する 料金表の改正）
 この規程は、平成18年7月1日から施行する。（第4条の一部改正、料金表の改正）
 この規程は、平成19年10月1日から施行する。（第4条の一部改正）
 この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第4条の一部改正）
 この規程は、平成22年12月1日から施行する。（第4条の一部改正）
 この規程は、平成24年4月1日から施行する。（料金表の改正）
 この規程は、平成24年9月1日から施行する。（職員数の改正）
 この規程は、平成26年4月1日から施行する。（第7・8・10条及び料金表の改定）
 この規程は、平成27年2月1日から施行する。（計画担当者変更の改定）
 この規程は、平成28年1月1日から施行する。（計画担当者変更の改定）
 この規程は、平成28年7月1日から施行する。（計画担当者変更の改定）
 この規程は、平成29年1月1日から施行する。（計画担当者変更の改定）
 この規程は、令和4年10月1日から施行する。（料金表の改正）
 この規程は、令和4年10月1日から施行する。（料金表の改正）

別表 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 料金表

◆介護報酬に係る費用 介護保険法定代理受領サービスに係る1割負担分

区 分		単位/日	金額/30日
①基本額	要支援2	761単位	23,150円
	要介護1	765単位	23,272円
	要介護2	801単位	24,367円
	要介護3	824単位	25,066円
	要介護4	841単位	25,584円
	要介護5	859単位	26,131円
2 加算額	医療連携体制加算(Ⅰ)ハ 要介護1～5	37単位	1,126円
	夜間支援体制加算Ⅰ 要支援2～要介護5	50単位	1,521円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2～要介護5	18単位	548円
	認知症専門ケア加算(Ⅰ) (日常生活自立度ランクⅢ以上)	3単位	92円
	協力医療機関連携加算	100単位/月	102円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	(基本単価+加算)×11.1%利用回数によって異なります。		
介護職員等特定処遇改善	(基本単価+加算)×2.3%利用回数によって異なります。		

善加算Ⅱ	
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本単価+加算)×2.3%利用回数によって異なります。

※地域区分:(7級地)利用料金は1単位あたり10.14円となります。

※入居日から30日間は、上記単位に「初期加算」として、30単位/日(自己負担31円/日)の負担金があります。

◆諸費用(月額)

家賃	50,000円	
食材料費	47,100円	朝食390円・昼食490円・おやつ100円・夕食590円
水道光熱費	18,000円	上下水道、電気、ガス料金等
管理費	25,000円	建物・備品の保守管理費、共用部分の修繕積立金
合計	140,100円	1ヶ月30日の場合

◆その他 利用者の希望で提供するもの)

理美容代	実費	お尻ふき	実費
レクリエーション等材料費	実費	ポリグローブ	実費
おむつ等	実費		

別表 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 料金表

◆介護報酬に係る費用(介護保険法定代理受領サービスに係る 割負担分)

区 分		単位/日	金額/30日
①基本額	要支援2	761単位	46,300円
	要介護1	765単位	46,543円
	要介護2	801単位	48,733円
	要介護3	824単位	50,132円
	要介護4	841単位	51,167円
	要介護5	859単位	52,262円
②加算額	医療連携体制加算(Ⅰ)ハ 要介護1～5	37単位	2,251円
	夜間支援体制加算Ⅰ 要支援2～要介護5	50単位	3,042円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2～要介護5	18単位	1,095円
	認知症専門ケア加算(Ⅰ) (日常生活自立度ランクⅢ以上)	3単位	183円
	協力医療機関連携加算	100単位/月	203円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	(基本単価+加算)×11.1%利用回数によって異なります。		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(基本単価+加算)×2.3%利用回数によって異なります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本単価+加算)×2.3%利用回数によって異なります。		

※地域区分:(7級地)利用料金は1単位あたり10.14円となります。

※入居日から30日間は、上記単位に「初期加算」として、30単位/日(自己負担61円/日)の負担金があります。

◆諸費用（月額）

家賃	50,000円	
食材料費	47,100円	朝食390円・昼食490円・おやつ100円・夕食590円
水道光熱費	18,000円	上下水道、電気、ガス料金等
管理費	25,000円	建物・備品の保守管理費、共用部分の修繕積立金
合計	140,100円	1ヶ月30日の場合

◆その他（利用者の希望で提供するもの）

理美容代	実費	お尻ふき	実費
レクリエーション等材料費	実費	ポリグローブ	実費
おむつ等	実費		

別表 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 料金表

◆介護報酬に係る費用（介護保険法定代理受領サービスに係る 割負担分）

区 分		単位／日	金額／30日
①基本額	要支援2	761単位	69,449円
	要介護1	765単位	69,814円
	要介護2	801単位	73,100円
	要介護3	824単位	75,198円
	要介護4	841単位	76,750円
	要介護5	859単位	78,393円
②加算額	医療連携体制加算(Ⅰ)ハ 要介護1～5	37単位	3,377円
	夜間支援体制加算Ⅰ 要支援2～要介護5	50単位	4,563円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2～要介護5	18単位	1,643円
	認知症専門ケア加算(Ⅰ) (日常生活自立度ランクⅢ以上)	3単位	274円
	協力医療機関連携加算	100単位/月	305円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	(基本単価+加算)×11.1%利用回数によって異なります。		
介護職員等 特定処遇改 善加算Ⅱ	(基本単価+加算)×2.3%利用回数によって異なります。		
介護職員等 ベースアップ 等支援加算	(基本単価+加算)×2.3%利用回数によって異なります。		

※地域区分：(7級地)利用料金は1単位あたり10.14円となります。

※入居日から30日間は、上記単位に「初期加算」として、30単位/日(自己負担92円/日)の負担金があります。

◆諸費用（月額）

家賃	50,000円	
食材料費	47,100円	朝食390円・昼食490円・おやつ100円・夕食590円
水道光熱費	18,000円	上下水道、電気、ガス料金等
管理費	25,000円	建物・備品の保守管理費、共用部分の修繕積立金
合計	140,100円	1ヶ月30日の場合

◆その他（利用者の希望で提供するもの）

理美容代	実費	お尻ふき	実費
レクリエーション等材料費	実費	ポリグローブ	実費
おむつ等	実費		

別表2 （介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護 料金表

◆介護報酬に係る費用（介護保険法定代理受領サービスに係る1割負担分）

区 分		単位／1日	金額／1日
①基本額	要支援2	761単位	円
	要介護1	765単位	円
	要介護2	801単位	円
	要介護3	824単位	円
	要介護4	841単位	円
	要介護5	859単位	円
②加算額	医療連携体制加算(Ⅰ)ハ 要介護1～5	単位	円
	夜間支援体制加算Ⅰ 要支援2～要介護5	50単位	51円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2～要介護5	18単位	19円
	協力医療機関連携加算	100単位/月	102円
介護職員 処遇改善加		(基本単価+加算)×11.1%利用回数によって異なります。	

算Ⅰ	
介護職員等 特定処遇改 善加算Ⅱ	(基本単価+加算)×2.3%利用回数によって異なります。
介護職員等 ベースアップ 等支援加算	(基本単価+加算)×2.3%利用回数によって異なります。

※地域区分:(7級地)利用料金は1単位あたり10.14円となります。

※入居日から30日間は、上記単位に「初期加算」として、30単位/日(自己負担61円/日)の負担金があります。

※表記は1割負担ですが、2割負担3割の場合は表記の2倍・3倍の金額になります。

◆諸費用 日割り

家賃	1,666円	
食材料費	1,570円	朝食390円・昼食490円・おやつ100円・夕食590円
水道光熱費	600円	上下水道、電気、ガス料金等
管理費	833円	建物・備品の保守管理費、共用部分の修繕積立金
合計	4,669円	1日の場合

◆その他(利用者の希望で提供するもの)

理美容代	実費	おしりふき	実費
レクリエーション等材料費	実費	ポリグローブ	実費
おむつ	実費		